

改正 2021年3月1日

2021年4月14日

(目的)

第1条 本規程は、中京大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）に係る事項について、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令等（以下「外為法等」という。）に基づき、輸出管理を適切に実施するため、輸出管理に係る諸手続、研修、教育等について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに本学の教育研究活動の安全かつ円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 本学の教職員、研究員その他の本学に雇用された者及び本学から身分を付与された者をいう。
- (2) 学生等 本学に在籍する学部学生、大学院学生、科目等履修生、特別聴講学生、協定留学生及び研究生をいう。
- (3) 学部等 学部、研究科、教育院、教育機構、研究機構、研究所、センター、室及び行政本部の部署をいう。
- (4) 居住者 日本人にあつては本邦に居住する者及び本邦の在外公館に勤務する者を、外国人にあつては本邦にある事務所に勤務する者及び本邦に入国して6か月以上経過している者を、法人等にあつては本邦にある日本法人等、外国の法人等で本邦にある支店、出張所その他の事務所（以下「事務所等」という。）及び本邦の在外公館をいい、外国為替法令の解釈及び運用について（昭和55年蔵国第4672号。以下「外国為替法令解釈運用」という。）6—1—5及び6に掲げるものをいう。
- (5) 非居住者 日本人にあつては外国にある事務所等に勤務する目的で出国し、外国に滞在する者等を、外国人にあつては外国に居住する者、本邦に入国して6か月未満の者（本邦にある事務所等に勤務する者を除く。）、外交官、国際機関の職員等をいい、外国為替法令解釈運用6—1—5及び6に掲げるものをいう。
- (6) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者への技術の提供若しくは非居住者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (7) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付することをいう。
- (8) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (9) リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の1から15の項に定める技術をいう。
- (10) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項に定める貨物をいう。
- (11) キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器又は通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合に、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (12) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (13) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (14) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、これらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (15) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (16) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (17) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、本学の教職員等及び学生等が、本学における教育研究活動として行う全ての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

(基本方針)

第4条 本学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 技術の提供又は貨物の輸出に当たり、外為法等及び本規程を遵守する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

(安全保障輸出管理最高責任者)

第5条 安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）は、学長とし、本学の輸出管理に係る業務を適正かつ円滑に実施する措置を講じ、運営及び管理について最終責任を負う。

(安全保障輸出管理統括責任者)

第6条 安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）は、学長が指名する副学長とし、最高責任者の下で輸出管理業務を統括する。

2 統括責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 輸出管理に係る該非判定並びに取引審査の二次判定及び最終承認
- (2) 全学的な輸出管理業務の統括並びに全学への徹底事項の指示、連絡及び要請
- (3) 輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育その他本規程に定められた業務

(安全保障輸出管理責任者)

第7条 安全保障輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、当該学部等の長とし、統括責任者の下で学部等における輸出管理に関する業務を行う。

2 管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 輸出管理に係る事前確認の承認
- (2) 輸出管理に係る該非判定並びに取引審査の一次判定及び承認
- (3) 学部等における輸出管理の研修及び教育
- (4) 学部等に所属する教職員等からの輸出管理に関する相談対応

(安全保障輸出管理業務責任者)

第8条 安全保障輸出管理業務責任者（以下「業務責任者」という。）は、総務部長、教学部長、入試センター部長及び研究推進部長とし、管理責任者の業務を補佐する。

2 業務責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 輸出管理に係る申請書類の確認及び管理
- (2) 輸出管理に係る所管部署との連絡及び調整
- (3) 前各号に規定するもののほか、輸出管理に係る業務に関すること

(安全保障輸出管理委員会)

第9条 本学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。

- (1) 規程等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
- (3) 教職員等及び学生等に対する研修及び教育活動に関する事項
- (4) 最高責任者からの諮問事項
- (5) 監査に関する事項
- (6) その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の各号の委員をもって構成し、委員長は、統括責任者とする。

- (1) 統括責任者
- (2) 最高責任者が指名した学長補佐 1人
- (3) 管理責任者のうち、最高責任者が指名した者 若干名
- (4) 業務責任者

- (5) その他委員長が必要と認めた教職員 若干名
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 5 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。
  - 6 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって成立する。
  - 7 委員長は、審議上必要と認めた場合は、委員会の審議を経て、委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。
  - 8 委員会に関する業務は、研究支援課が他所管部署と連携してこれを行う。

(事前確認)

第10条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別に定める「事前確認シート」に基づき、需要者に関する懸念情報及び例外規定（公知の技術及び基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手續の要否について管理責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要のあることが明らかな場合は、「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。

- 2 前項の承認を受けた「事前確認シート」は、研究支援課にて保管するものとする。
- 3 第1項に規定する事前確認により、取引審査の手續が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第11条（該非判定）、第12条（用途確認）及び第13条（需要者）に規定する起票・確認を行い、第14条に規定する取引審査の手續を行わなければならない。
- 4 第1項に規定する事前確認により取引審査の手續が不要と承認された場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第11条 教職員等は、取引審査の手續が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、別に定める「該非判定票」を管理責任者に提出するとともに、該非判定の結果について管理責任者による確認を受けなければならない。

- 2 該非判定は、以下のとおり行う。
  - (1) 本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。
  - (2) 本学以外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等がなくても該非判定できる場合は、当該文書の入手を省略することができる。

(用途確認)

第12条 教職員等は、取引審査の手續が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別に定める「用途」チェックシート」、「明らかなガイドラインシート」等を用いて確認し、管理責任者に提出しなければならない。

(需要者確認)

第13条 教職員等は、取引審査の手續が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について次の各号に該当するかを、別に定める「需要者」チェックシート」等を用いて確認し、管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

(取引審査)

第14条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合において取引審査の手續が必要とされたときは、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から作られた、別に定める「審査票」を管理責任者に提出し、管理責任者の一次審査による承認及び委員会の審議を経て、統括責任者の二次審査による承認を受けなければならない。

- 2 「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添

付するものとする。

(許可申請)

第15条 統括責任者は、前条第1項に規定する承認により、外為法に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、当該取引について経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき、正確に記載しなければならない。

3 教職員等は、外為法等により経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を取得しない限りこれを行ってはならない。

(技術の提供管理)

第16条 教職員等は、技術を提供する場合、第10条に規定する事前確認及び第14条に規定する取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第10条第1項に規定する事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第14条に規定する取引審査の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第17条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第10条に規定する事前確認及び第14条に規定する取引審査手続が行われたこと及び貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであること、並びに外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第10条第1項に規定する事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第14条に規定する取引審査の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講ずる。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第18条 教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して少なくとも7年間は保管しなければならない。

(監査)

第19条 統括責任者は、本学の輸出管理が外為法及び本規程に基づき、適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

2 前項の監査を実施するに当たっては、必要に応じて内部監査室と連携するものとする。

3 統括責任者は、第1項の監査の結果を最高責任者に報告するものとする。

(調査)

第20条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、リスト規制技術の保有状況について調査を定期的に行うものとする。

2 管理責任者は、前項の調査結果を、統括責任者を通じて最高責任者に報告するものとする。

(指導)

第21条 統括責任者は、教職員等に対し、最新の外為法等を周知するとともに、遵守させるために必要な指導を行うものとする。

(研修、教育)

第22条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、教職員等に対し、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させるとともに、確実な実施を図るため、輸出管理に関する研修及び教育を計画的に行うものとする。

2 管理責任者は、統括責任者の指示の下、リスト規制技術等を保有する学部等に所属する学生等に対し、外為法等の理解を深めさせるため必要な教育を行うものとする。

(報告)

第23条 教職員等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を認めた場合は、速やかに管理責任者を通じて統括責任者にその旨を通報しなければならない。

2 統括責任者は、前項の通報があった場合は、当該通報の内容を調査し、違反の事実が判明したとき又は違反のおそれがあるときは、速やかに最高責任者に報告しなければならない。

3 最高責任者は、前項の報告があった場合は、関係学部等に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

4 最高責任者は、第2項の報告があった場合は、その再発防止のために必要な措置を講ずる。  
(学生等が取引をする場合の取扱)

第24条 学生等が第3条に規定する範囲において取引を行おうとする場合は、当該取引に関する教職員等の協力を得て、安全保障輸出に係る手続を教職員等に準じて行わなければならない。  
(懲戒)

第25条 教職員等が故意又は重大な過失により外為法等又は本規程に違反した場合は、学校法人梅村学園が定める懲戒規程その他関係諸規程に基づき、懲戒処分の対象とする。  
(改廃)

第26条 この規程の改廃は、委員会及び研究推進会議の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2019年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、2021年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月14日から施行する。ただし、第8条の規定は、2021年4月1日から適用する。